

東京都外来医療計画の改定について(骨子案)

外来医療計画とは

- 平成30年改正医療法に基づき、外来医療に係る医療提供体制を確保するための方策を定めるもの
 - 国が全国ベースで統一的・客観的に比較・評価した「外来医師偏在指標」を用いて、外来医師多数区域を設定
 - 新規開業希望者等への情報提供により、**個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげるのが国の基本的な目的**
- 【外来医師偏在指標】国が全国の二次保健医療圏ごとに算定した、診療所医師の偏在等を示す指標
- 【計画期間】令和2年度から令和5年度 → 今年度、東京都保健医療計画と一体化して改定予定

医療計画における位置付け（国資料より抜粋）

記載事項(主なもの)

○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

二次医療圏

335医療圏（令和3年10月現在）

【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・地理的条件等の自然的条件
- ・日常生活の需要の充足状況
- ・交通事情等

三次医療圏

52医療圏（令和3年10月現在）

※都道府県ごとに1つ（北海道のみ6医療圏）

【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

○ 地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量等を推計。

○ 5疾病・6事業(※)及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)。

6事業…6つの事業(救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(PDCAサイクルの推進)。

○ 医師の確保に関する事項

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定(3年ごとに計画を見直し)
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

国が求める主な記載事項（外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドラインに基づく記載事項）

※赤字下線部は今回追加

1 外来医療機能に関する事項

①外来医師偏在指標及び外来医師多数区域の設定

厚生労働省が二次保健医療圏単位で外来医師偏在指標を算出し、算出した外来医師偏在指標の値が上位 33.3%の二次保健医療圏を外来医師多数区域として設定

②二次保健医療圏ごとに不足する外来医療機能の検討

二次保健医療圏単位で、不足する外来医療機能を検討し記載

③紹介受診重点医療機関の明確化

紹介受診重点医療機関となる医療機関の名称、外来機能報告で把握可能な紹介受診重点外来の実施状況等の情報

④協議の場の運営

二次保健医療圏ごとに、外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等について協議する「外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場」の運営に関する事項

2 医療機器の共同利用に関する事項

①医療機器の配置状況に関する情報

厚生労働省が二次保健医療圏単位で医療機器の項目ごとに、性・年齢構成を調整した人口当たり機器数を用いて指標を算出

②機器の保有状況等に関する情報・区域ごとの共同利用方針

医療機器の配置状況を可視化し、二次保健医療圏ごと、医療機器の項目ごとに共同利用についての方針を記載

③協議の場の運営

二次保健医療圏ごとに設置する、医療機器の共同利用に関する協議の場（外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場を活用）の運営に関する事項

計画の再構成について

- ✓ 今年度末に改定する「東京都保健医療計画」に一体化し、基本的な構成を揃える。
- ✓ 外来医療計画として国が求める記載事項に特化。
- ✓ 「東京の保健医療をめぐる現状」や「圏域ごとの状況」については、東京都保健医療計画本体の関連事項に記載。

第1部の取扱い

現行

第1章 外来医療計画とは

- 1 はじめに
- 2 計画の構成（記載事項）
- 3 策定プロセス
- 4 東京都保健医療計画との整合と計画期間

第2章 東京の外来医療

- 1 東京の保健医療をめぐる現状 ※1
- 2 東京の外来医療の状況
- 3 外来医療の偏在
- 4 医療機器の共同利用

第3章 二次保健医療圏ごとの状況

- 1 対象区域及び協議の場の設定
- 2 地域で不足する外来医療機能
- 3 医療機器の共同利用方針
- 4 圏域ごとの状況 ※2

第4章 協議の場の設置と運営

- 1 地域医療への協力の意向確認
- 2 協議の場（地域医療構想調整会議）における協議

改定案

1 外来医療計画について

- ➡ 外来医療計画の概要や対象区域及び協議の場の設定等の総論的な事項を記載

2-1 外来医療機能の明確化・連携

※紹介受診重点医療機関に関する記載含む

2-2 医療機器の効率的な活用

- ➡ 東京都保健医療計画の基本的な構成に揃え、
 - ・現状
 - ・これまでの取組
 - ・課題
 - ・取組の方向性の形で記載

※1 東京都保健医療計画本体の「東京の保健医療をめぐる現状」に併せて記載。

※2 東京都保健医療計画本体の「二次保健医療圏別保健医療の概況」に併せて記載。

第2部の取扱い

現行（目次）

第1章 「東京の将来の医療
～グランドデザイン～」

の実現を目指した外来医療の方向性

- 1 東京の将来の医療～グランドデザイン～
- 2 東京独自の外来医療の方向性

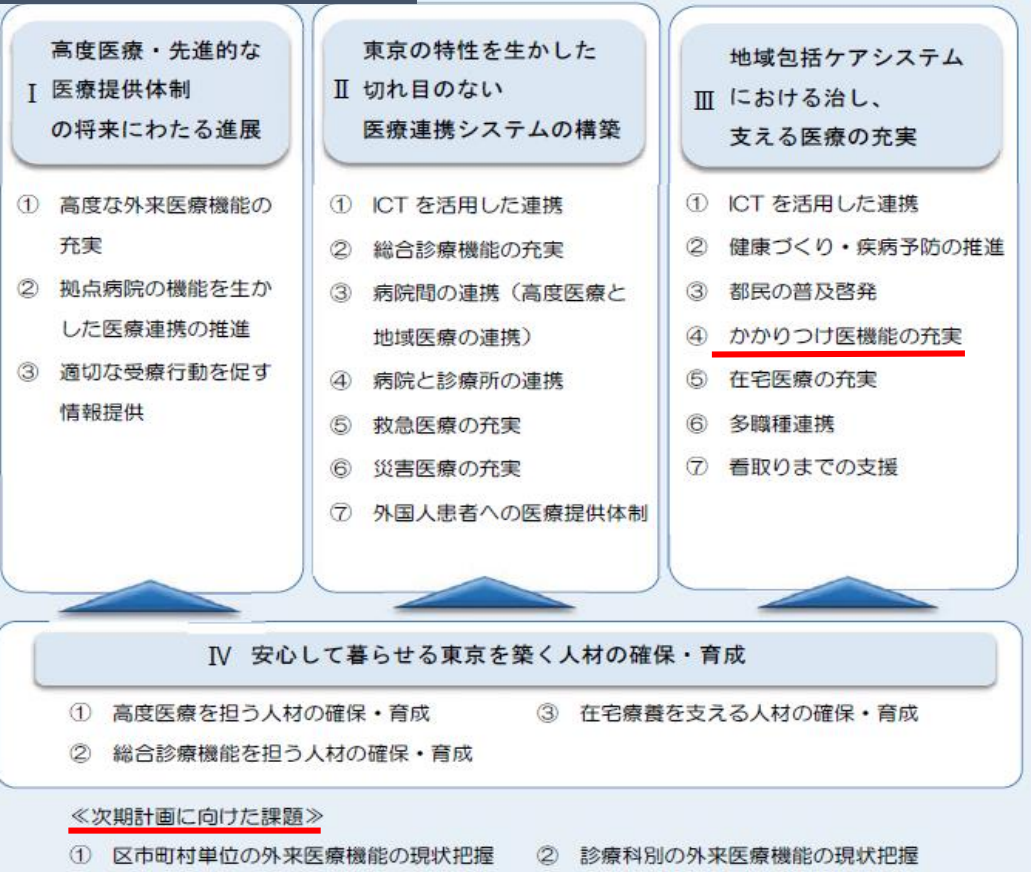
「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現に向けた4つの基本目標ごとに外来医療の方向性を提示

- I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来に渡る進
- II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
- III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
- IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

第2章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進主体の役割
- 2 計画策定後の継続的な取組

現行（具体的な項目）



- ✓ 第2部については、保健医療計画との一体化により各疾病・事業等の事項に包含。
- ✓ 各疾病・事業等において直接的な対応がない「かかりつけ医機能の充実」については、「外来医療機能の明確化・連携」の項目において、国の動向を注視しながら適切に対応していく旨記載。
- ✓ 「次期計画に向けた課題」については、この間の地域医療構想調整会議における御意見などを踏まえ、「外来医療機能の明確化・連携」の項目において記載。

以上を踏まえて、東京都外来医療計画の骨子（案）は次のとおりとする。

現状・これまでの取組	課題	今後の方向性
<p>●外来医療機能の明確化・連携</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来医師偏在指標による外来医師多数区域 都内13圏域のうち、9圏域 ・外来患者数 国の推計上、少なくとも2045年まで増加見込 ※1日あたり外来患者数推計（単位：千人） 2015年：742.8 → 2045年：846.8 ・外来診療所従事医師 総数、人口10万人当たり数共に増加傾向 ・外来診療所 総数、人口10万人当たり数共に増加傾向 <p>【これまでの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来医師多数区域に限ることなく、都内全圏域 で新規開業希望者に地域医療へ協力を要請し、 協力意向の状況を地域の協議の場で確認 ・二次保健医療圏毎の医療状況についてグラフや マッピングにより情報提供 ・紹介受診重点医療機関について、地域の協議の 場における協議を踏まえ、83医療機関を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来医療を担う医師の自主的な行動変容を促すことが必要 ・地域の外来医療機能明確化のための 詳細な分析と、地域における連携に 向けた継続的な協議が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来医療を担う医師の自主的な行動変容を促すために必要な情報の提供 ・引き続き、全ての圏域で新規開業希望者に地域医療への協力を要請 ・区市町村単位及び診療科別等の外来機能の現状を詳細に分析し、可視化 ・外来機能報告のデータを適切に公表 ・毎年度の外来機能報告に基づき、地域の協議の場での協議を踏まえて紹介受診重点医療機関を公表し、紹介・逆紹介の流れを明確化 ・地域の協議の場を活用し、外来医療機能の明確化・連携に向けた協議を継続的に実施 ・かかりつけ医機能に関しては、国の動向を注視して適切に対応

目標

地域における外来医療機能が明確化され、
関係機関の間での適切な連携により、
地域に必要な外来医療の提供体制を確保する。

評価指標

設定しない

※ 二次保健医療圏毎の地域の実情に応じた外来医療機能の明確化・連携に向けて、各地域の協議の場において協議を実施

現状・これまでの取組

●医療機器の効率的な活用

【現状】

- ・医療機器の人口当たり台数の現状（台/10万人）

機器	東京都（全国）
CT	9.2（11.1）
MRI	4.8（5.5）
PET	0.49（0.46）
マンモグラフィー	3.5（3.4）
放射線治療（体外照射）	1.43（0.91）

※国のデータ提供が遅れているため、現計画策定時の数値

【これまでの取組】

- ・新規に高額な医療機器を導入する医療機関に対し、医療機器の共同利用計画書の提出を求め、地域の協議の場で確認
- ・共同利用方針を以下のとおり定め、周知
- ✓ 連携する医療機関との間で共同利用を進める
- ✓ 保守点検を徹底し、安全管理に努める
- ✓ 検査機器の共同利用に当たっては、画像情報、画像診断情報の共有に努める

課題

- ・医療機器の共同利用を進め、医療資源を効率的に活用する必要

今後の方向性

- ・医療機器の配置状況に関する情報を可視化
- ・医療機器の保有状況（マッピング）等に関する情報提供
- ・引き続き、新規に高額な医療機器を導入する医療機関に対し、医療機器の共同利用計画書の提出を求め、地域の協議の場で確認
- ・共同利用方針に沿った医療機器の共同利用を、引き続き各医療機関に求めていく

評価指標

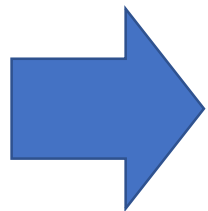
目標

医療機器の共同利用を進め、効率的な医療提供体制を構築する。

設定しない

国は、外来医療計画策定に必要な以下のデータを、今後都道府県に送付予定としている。

1. 外来診療（初・再診）に関する情報（小児の加算等含む）
2. 初期救急体制（夜間・休日外来、深夜外来）に関する情報（時間外加算等を含む）
3. 在宅医療（訪問診療、往診）に関する情報
4. 放射線診療及び治療に関する情報
5. 1～4における診療所及び病院の実施割合
6. 地域の病院・診療所ごとの主たる診療科目別医師数及び取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格医師数に関する情報
7. 地域の病院・診療所ごとの開設、廃止、休止、再開別の医療機関数
8. 地域の病院・診療所の所在に関するマッピング
9. 地域の病院及び有床診療所の医療機器に関するマッピング
10. 医療機器の項目ごと及び地域ごとに性・年齢構成を調整した人口当たりの機器数を用いた指標



地域の外来医療に係る医療提供体制確保に資するデータについては、本計画において可視化していく。